

## 福岡市地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱

## (設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定及び推進に関する協議を行うため、同法第22条の規定に基づき「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること
- (2) 実行計画の進行管理に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実行計画の推進に関し必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で組織する。

## (任期)

第4条 会員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任をさまたげない。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境局環境政策部環境・エネルギー対策課において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

## 福岡市地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱（旧）

### （設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定に関する協議を行うため、同法第20条の4の規定に基づき「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行計画の策定に関し必要な事項

### （組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者で組織する。

### （任期）

第4条 会員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任をさまたげない。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

### （庶務）

第7条 協議会の庶務は、環境局環境政策部温暖化対策課において処理する。

### （委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。